



北海道



まん延防止等重点措置 協力支援金(飲食店等) 【令和4年1～2月分】

早期給付 申請の手引き

【対象地域】 石狩管内各市町村(札幌市を含む)、
小樽市及び旭川市 **以外** の地域

(注意！) 早期給付を受けた場合も、要請期間終了後の本申請が必要となります。
本申請が行われない場合は、早期給付で受領した分を全額返還していただきます。

申請受付期間

令和4年2月4日(金)～14日(月)【当日消印有効】

「協力支援金」の不正受給は犯罪です。

令和4年2月

北海道 感染防止対策協力支援金 事務局

【協力支援金に関するお問い合わせ】

【問い合わせ先】011-350-7377 北海道感染防止対策協力支援金コールセンター

受付時間 平日 8時45分から17時30分まで URL <https://feb-s.hokkaido-shienkin.jp>



まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)[令和4年1~2月分]の 早期給付申請について

営業時短等要請に伴う協力支援金は、原則、要請期間終了後に申請受付・給付をしておりましたが、【令和4年1~2月分】について、次の対象施設を管理する中小事業者・個人事業主であって、これまでに飲食店等向け協力支援金の受給実績があり、支給額を売上高に応じて算出する(売上高方式)事業者は、要請期間終了前の申請により、給付額の一部を「早期給付」として受けることができます。

なお、早期給付を受けた事業者は、要請期間の終了後、全ての期間において要請に応じたことが分かる書類により、必ず本申請をしていただきます。本申請が行われない場合は、早期給付で受給した分を金額返還していただくこととなります。

本申請の審査ののち、売上高方式で算出した総支給額と早期給付額(35万円)との差額を追加支給いたします。(早期給付を申請せず、要請期間終了後の本申請においてまとめて申請することも可能です。)

対象施設 (※1)(※2)	石狩管内各市町村、小樽市及び旭川市^{以下}の地域、かつ、次の施設 (1) 食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) (2) キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 (3) 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)
要請内容	北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の有無によって、要請期間における要請内容が異なります。 <認証店> ○全ての期間において、次のAまたはBいずれか一方の要請に応じる (※当初の選択は変更不可) A 営業時間を5時~21時の間に短縮し、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。)を11時~20時とする B 営業時間を5時~20時の間に短縮し、酒類の提供を行わない <非認証店> ○全ての期間において、営業時間を5時~20時の間に短縮し、酒類の提供を行わない <認証店・非認証店とも共通> ○同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内 ○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守 ○カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する
要請期間	令和4年1月27日(木)から2月20日(日)まで(25日間) (遅くとも1月29日(土)からご協力いただく必要があります。)
支給金額	1施設当たり 35万円 ※1日あたり下限額(2万5千円)×14日分(要請開始から2週間分) ※備込口座は、過去に協力支援金を受給した口座になります。

※1 対象施設については、要請期間の前日(令和4年1月26日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を有し、かつ、営業実績がある施設が対象です。

※2 従来から20時までには閉店している施設は、本支援金の対象外となります。また、従来から21時までには閉店している認証店は、上記Aの「営業時間を5時~21時の間に短縮」の要請への対応を実施しえないため、上記Bの取組を行う場合に限り本支援金の対象となります。

北海道への申請概要

【受付期間】

令和4年2月4日（金）から令和4年2月14日（月）まで【当日消印有効】

【申請書類の郵送先】

※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

〒063-8691

札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 北海道感染防止対策協力支援金事務局

（簡易書留や一般書留、レターパックプラスなど郵便物の配達状況が追跡できる方法で郵送してください）

※ 申請書類等は、道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各（総合）振興局及び各市町村で入手できるほか、以下よりダウンロードすることが可能です。

北海道のホームページ(URL)

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/97505.html>



※ 現在、電子申請の準備をしておりますので、詳細が決まり次第下記ホームページ内でお知らせします。

(URL) <https://feb-s.hokkaido-shienkin.jp/>（※準備中、2月4日公開予定）

注意事項

■ 石狩管内各市町村（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市に所在する施設の方へ

管理している施設（店舗）が次の市町村に所在する場合は、道が申請を受け付けず、それぞれ施設（店舗）の所在する市町村への申請が必要となります。

申請手続きなどの詳細は、各市町村のホームページにてご確認ください、申請先の市町村へお問合せください。

【市町村が申請を受け付ける地域】

・石狩管内各市町村

（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）

・小樽市 ・旭川市

※いずれも令和4年2月4日（金）～14日（月）が早期給付の申請期間となっています。

■ 従来の閉店時間が20時超21時まで かつ 要請期間中に第三者認証を取得予定の方へ

従来の閉店時間が20時半や21時で第三者認証未取得の施設が、このたびの要請期間中に認証を取得すると、認証日から20時までには早めた閉店時間を従来どおりに戻すことや20時までの酒類提供が可能となりますが、このような場合、協力支援金の算定方法は次のとおりとなります。

認証日前日まで 非認証店として、20時までの時短営業を行い、酒類提供を行わない要請に応じた期間は、協力支援金の対象となります。

認証日から 認証日から要請期間終了日までの期間は、協力支援金の対象となりません。

要請期間終了後に本申請を行った際、総支給額の計算の結果、早期給付額（1施設あたり一律35万円）が総支給額を上回り、過払いが生じた場合は、差額を返還いただくこととなりますので、十分にご注意ください。

北海道への申請について

I 協力支援金早期給付の概要

【早期給付の考え方】

石狩管内各市町村、小樽市及び旭川市^{以外}の地域の対象施設のうち、休業及び営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただける施設(店舗)を管理する事業者(売上高方式を選択する中小企業者・個人事業主に限る)を対象に、要請期間後に受け付ける本申請に先立って、協力支援金の一部を早期給付いたします。

※ 従来から20時までで閉店している施設は、本支援金の対象外となります。

※ 従来から21時までで閉店している施設は、20時までの時短営業を行うとともに酒類の提供を行わない場合に限り、本支援金の対象となります。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす者であること。

- 1 石狩管内各市町村、小樽市及び旭川市^{以外}の地域において対象施設を管理する中小企業者又は個人事業者のうち、令和3年5月12日以降の要請に伴う飲食店等向け協力支援金(大規模施設等協力支援金は除く)の受給実績があり、本申請において支給額の算定に「売上高方式」を選択する中小企業者・個人事業主

(「売上高減少額方式」を選択する場合は、早期給付の対象になりません。)

※ 対象施設を管理する事業者の本社所在地が、石狩管内各市町村、小樽市又は旭川市である事業者も支給対象となります。

※ 複数の施設を管理している事業者は、要請に応じる施設分(石狩管内各市町村、小樽市及び旭川市に所在する施設を除く)を一括して申請してください。

- 2 要請期間開始の前日(令和4年1月26日(水))の時点で、営業に必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理する事業者(要請期間の途中で許可有効期限を迎える場合は、更新申請を行っていること)。

※ 1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

- 3 対象施設のうち要請期間の全てにおいて下記の要請に応じた施設を管理する事業者

従来の営業時間	認定店	認定店以外
20時までの営業	支援金の対象外	
20時を超えて 21時までの営業	5～20時までの営業時間 (酒類提供停止)	20時までの 営業時間 (酒類提供 停止)
21時を超えて 営業	次のいずれかを選択(当初の選択は変更できない) A 5～21時までの営業時間(酒類提供11～20時まで) B 5～20時までの営業時間(酒類提供停止)	

<認定店・非認定店とも共通>

○同一グループの同一テーブルへの入室室内は4人以内

○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守

○カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底

- 4 要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類提供時間の短縮をしていることなどを店頭(施設外)に掲示してください。

5 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 申請受付方法及び申請受付期間

【電子申請】

現在、電子申請は準備中ですので、詳細が決まり次第、お知らせします。

（URL）<https://feb-s.hokkaido-shienkin.jp/>（※準備中、2月4日公開予定）

【郵送による申請】

令和4年2月4日（金）から令和4年2月14日（月）まで【当日消印有効】

【郵送先】

〒063-8691

札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 北海道感染防止対策協力支援金事務局

- ※ 郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できません。簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。普通郵便の場合、不届により申請が受付できない場合があります。
- ※ 封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。
- ※ 感染拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。
- ※ 石狩管内各市町村、小樽市及び旭川市に所在する対象施設については、別途、各市町村へ申請していただく必要がありますので、あらかじめご確認をお願いいたします。

2 郵送申請の場合に必要な書類等の入手方法

- (1) 北海道のホームページ

（URL）<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/97505.html>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各（総合）振興局（石狩除く）及び各市町村



3 申請書類の提出

「申請書類について（6ページ）」に記載の申請書類を提出してください。

※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。

※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

4 早期給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を早期給付します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただきます場合があります。その際、期日までに回答や必要書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなしますので、ご注意ください。

5 本申請について

- (1) 要請期間終了後、本申請により、必要な書類の提出を必ずしていただきます。

また、売上高方式で算出した総支給額と早期支給分との差額については、本申請における審査ののち、追加支給いたします。

なお、本申請が行われない場合は、要請期間の全てに協力いただいたことなど、支給要件に該当することの確認ができないため、早期給付で支給した分を全額返還していただくこととなります。(本申請の審査の結果、支給要件に該当しないことが判明し、不支給の決定をした場合も、同様に返還していただきます。)

- (2) 従来から21時までに閉店している施設(店舗)が、要請期間中に第三者認証を取得して、認証日から従来の営業時間に戻したり、20時までの酒類提供を行った場合、認証日から要請期間終了日(令和4年2月20日(日))までの期間は、協力支援金の支給対象外となります。

本申請の際に総支給額を計算した結果、早期給付額(1施設あたり35万円)が総支給額を上回り、過払いが生じた場合は、差額を返還いただくことになります。

- (3) 早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に本申請を受け付けさせていただきます。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

Ⅳ その他

- 1 早期給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の早期給付決定を取り消します。この場合、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 本支援金の支出事務の円滑・確実な実行に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮等の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を公的機関(税務当局・警察署・保健所・市町村等)に提供する場合があります。

4 参考情報

(1) 業種別ガイドライン

- * 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>

- * 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】
(URL) <https://zenogyaren.net/>
- * オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】
(URL) <https://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>
- * カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大
予防ガイドライン
【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】
(URL) <https://www.kus.or.jp/>
- * 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業
継続のためのガイドライン
【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】
(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>
- * 結核式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
【公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のページ】
(URL) <https://www.bla.or.jp/guidelines/>

(2) 北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）

【北海道経済部経済企画局経済企画課のページ】

(URL) <https://do-safety.jp/>

申請書類について

1 申請書（様式1）

過去に受給した協力支援金の種類（要請期間）を選択し、その支給通知番号を記入してください。その協力支援金を受給した口座に早期給付額をお振込みします。

なお、過去に協力支援金を受給した口座以外の口座は指定できません。

支給通知番号についての留意事項

- ・ 過去に受給した協力支援金に係る通知文書の紛失や通知メールの削除などによって支給通知番号が不明の場合、早期給付の申請はできません。また、郵送申請における支給通知番号の誤記、WEB申請における誤入力があった場合は、早期給付が実行されません。
- ・ 上記の場合、要請期間終了後に行っていた本申請の審査終了後に、給付額を一括で給付することとなります。
- ・ なお、専用ダイヤルや文書による当該番号のお問い合わせには、情報の漏れ防止等の観点から回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

2 遵守事項に関する確認書（様式2）

本支援金の早期給付申請にあたって遵守していただく事項を必ずご確認ください。

3 協力支援金【早期給付】チェックシート（様式3） ※施設ごとに1枚

4 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

提出書類に不備があった場合、早期給付できない場合がありますのでご注意ください。
その他、申請要件を満たすことが分かる書類については、後日、本申請時に提出していただきます。

【揭示物参考例】※本様式は、北海道のホームページで公開しています。

営業時間短縮のお知らせ

北海道からの要請により、店舗（〇〇）の営業時間短縮を行います。

時間短縮を要請している中で、ご来店のため、より早くお来店いたします。

営業期間
 月 日（ ）～ 月 日（ ）

短縮後の営業時間
 時 分～ 時 分

酒類の提供： 時 分まで

酒類の営業時間（短縮前）
 時 分～ 時 分

店舗名：

営業時間短縮のお知らせ

北海道からの要請により、店舗（〇〇）の営業時間短縮を行います。

時間短縮を要請している中で、ご来店のため、より早くお来店いたします。

営業期間
 月 日（ ）～ 月 日（ ）

短縮後の営業時間
 時 分～ 時 分

酒類の提供： いたしません。

酒類の営業時間（短縮前）
 時 分～ 時 分

店舗名：

休業のお知らせ

北海道からの要請により、店舗（〇〇）の営業時間短縮を行います。

つぎの期間、休業します。
 ご来店のため、より早くお来店いたします。

休業期間
 月 日（ ）～ 月 日（ ）

短縮後の営業時間（休業前）
 時 分～ 時 分

店舗名：

【本申請の際の必要書類】（予定）

※要請期間終了後、本申請において提出が必要となります。事前の準備をお願いします。

○共通

営業に必要な許可を取得していることが分かるもの （申請を行う全ての施設分）	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名称が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票など）
業種・業態・従来の営業時間が確認できるもの （申請を行う全ての施設分）	・営業時間短縮・休業している業内を店頭（施設外）に掲示していることが分かる写真 ・外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真 ・従来の営業時間が分かる施設の宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニュー、SNS画面など
要請に応じていただいたことが分かるもの （申請を行う全ての施設分）	揭示物、店舗のホームページ、SNS画面など
新設先口座の写し （通帳の表紙をめくった1ページ目のコピー） 又は 支店会通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名

○個人

売上高及び営業実績が確認できるもの	①売上台帳等の帳簿の写し （申請を行う全ての施設分）
	②確定申告書「第一表」の写し ※個人番号は塗りつぶしたもの
	③青色申告決算書（月別売上高）の写し/白色申告収支内訳書の写し
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ④「個人事業の経費・廃業等届出書」の写し

○法人

売上高及び営業実績が確認できるもの	①売上台帳等の帳簿の写し （申請を行う全ての施設分）
	②確定申告書「別表一」の写し
	③法人事業概況説明書（月別売上高）の写し
	④履歴事項全部証明書等の写し
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「法人設立・設置届出書」の写し

※これまでの支援金の申請状況等によって省略できるものもあります。

詳しくは、今後公表される「申請の手引」をご覧ください。